

Ⅱ. 『建物』及び『設備』に関する事項

項目		基準	担当課	申請者 確認欄
13	建築物の形態及び構造について	① 都市計画法に適合し得る建築物であること。（建ぺい率等の要件を満たしていること。）	開発指導課	
		② 建築基準法に適合し得る建築物であること。	建築指導課	
		③ 関係法令、通知等に照らし、廊下の幅、居室の広さ等は十分であること。	介護保険課	
14	消防法に適合し得る建築物であること	消防用設備等を設置し防火対策を行っており、消防法に適合し得る建築物であること。	所管消防署 指導課	
15	バリアフリー建築について	対象者に配慮したバリアフリー建築物であること。	建築指導課	
16	防犯対策について	非常通報装置・防犯カメラ設置や外構の設置など、必要な安全対策を講じていること。	介護保険課	
17	環境との調和について	地下水保全、緑化推進等 環境保全に配慮した設備等を有していること（図面、計画書等）。また、「熊本市公共事業環境配慮指針」について認識されていること。	水保全課 環境共生課	
18	排水処理設備について	① 浄化槽、下水道など、適切な排水処理設備がなされていること。	浄化対策課 上下水道局 給排水設備課	
		② 浄化槽設置の場合、人槽算定が適切であること。	浄化対策課	

（注）関係部署（特に土地利用部門、土木・建築部門）への確認に際しては、設計士等専門知識を有する者を同行すること。

Ⅲ. 『運営』に関する事項

項目		基準	担当課	申請者 確認欄
19	職員確保及び職員資質の確保について	施設運営に必要な職員を確保できる見込みがあること。（職員の履歴書等で確認。）	介護保険課	
20	地域との交流について	地域住民等との交流が十分見込めること。（計画書等）	介護保険課	
21	保健、医療との連携について	協力医療機関については、書面にて確認できること。（契約書、確約書等）	介護保険課	

IV. 『資金』に関する事項

項目	基準	担当課	申請者 確認欄
22 施設整備資金について	自己資金を十分に有していること。	介護保険課	
23 運転資金について	年間事業費の1/2分の2以上を確保していること。	介護保険課	
24 寄付について	① 寄付金を受ける場合、寄付確約書等により確実に寄付される見込みが確認できること。	介護保険課	
	② 贈与確約書等に実印が使用され、かつ、印鑑登録証明書が添付されていること。	介護保険課	
	③ 贈与者に贈与の十分な能力があること。（所得証明、残高証明書等で確認。）	介護保険課	
25 借入金について	① 建設資金調達を行うにあたって借入れを行う場合の確実性について、福祉医療機構からの借入れの場合は、貸付金限度額計算表を添付すること。（その他の金融機関から借入れることは原則できない。）	介護保険課	
	② 「市中金融機関から借り入れる」場合は、融資見込証明書若しくはこれに類するものを提出できること。	介護保険課	
	③ 「独立行政法人福祉医療機構から借り入れる」場合は、融資見込証明書、借入申込書の添付書類「借入金償還計画表」及び「借入金償還財源内訳」、またはこれらに類するものを提出できること。	介護保険課	
26 借入金償還の見通しについて	① 累積借入金も含め、償還計画がつけられていること。	介護保険課	
	② 累積借入金も含め、確実に償還できる見込みがあること。（民改費、収益事業等による収入、経理区分間繰入金、積立金、寄付金の額をふまえた計画となっていること。）	介護保険課	
27 法人の組織運営について	過去の法人運営において不適切な行為により行政処分を受けていないこと。または、行政処分を受け、是正措置が完了していること。	介護保険課 指導監査課	

※ この自己チェック表は、主なチェック項目について記載したものであり、これらの項目以外にも各法令に関する手続等、事前の相談が必要と思われる事柄については、関係部署へ早めに相談してください。